

問 29： 当社の従業員が勤務時間中に気分が悪くなり、早退して会社の近くにある診療所へ寄ったのですが、診療を終えた帰路、駅構内で客と接触し、転倒して負傷してしまいました。本人は会社を早退していますし、また診療所にも寄っているということで、これが通勤災害と認められ労災保険給付の対象とされるのか疑問です。労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

労災保険法で保護の対象としている通勤について、同法第7条は「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする」としています。ですから、たとえば所定就業時間中に勤務を終えるいわゆる早退の場合であっても、それが「合理的な経路及び方法」によっていて、「住居と就業場所との間の往復」である限り、就業に関していることに変わりはありませんので、通勤行為ということになります。

問題は、帰宅途中で病院に寄った行為でしょう。

すなわち、同条第3項は「労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない」としているからです。

したがってこの規定からすれば、病院に寄った行為はまさに逸脱、中断であり、病院に寄るために通常の経路を逸れたときからは通勤行為とはみなされないことになるわけですね。

しかし、同項は例外規定をもっていて、ただし書きで「ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない」とし、同法施行規則第8条第4号で「病院又は診療所において診療又は治療を受けることその他これに準ずる行為」を掲げています。

この他にも、日用品を購入する場合などについては、逸脱、中断の間を除き、本来の合理的な通勤経路に復したあとは再び通勤行為とみなし、労災保険給付の対象としています。

解釈例規でも、「日常生活上必要な行為」の具体例としては、帰途で惣菜等を購入する場合、独身労働者が食堂に食事に立ち寄る場合、クリーニング店に立ち寄る場合、

通勤の途次に病院、診療所で治療を受ける場合、選挙の投票に寄る場合等がこれに該当する」(昭48・11・22基発第644号)としています。

ご質問の場合は、病院は会社の近くにあるということですが、会社から最寄り駅(通勤に利用する駅)へ向かう経路上に病院がある場合、病院へ入ってから出るまでの間が中断となり、この間に発生した事故は通勤災害とはなりません。病院を出た後、駅構内での事故は合理的な経路に復しているため通勤災害となります。また、会社から病院へ向かう途中の事故も中断前の合理的経路上ですから通勤災害となります。

例えば病院が、会社の最寄り駅とは反対方向にある、あるいは会社最寄り駅と自宅最寄り駅との途中の駅にある等の場合は、合理的な経路を外れてから再び戻るまでの間は逸脱となり、この間に発生した事故は通勤災害と認められませんが、合理的経路に戻った後に発生した事故は通勤災害となります。